イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01283

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01792

AH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 13 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

$AI_{13} = 0.046$

$AI_{14} = 0.024$

$AI_{15} = 0.010$

$AI_{16} = 0.005$

AI_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AI_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AI_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AI_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02139

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るの　0.02987

AJ_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従事者数がない団体のみ適用する。）

AK_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01283

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01286

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01796

AH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

$AI_{12} = 0.065$

$AI_{13} = 0.050$

$AI_{14} = 0.024$

$AI_{15} = 0.010$

$AI_{16} = 0.005$

AI_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AI_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AI_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AI_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02144

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るの　0.02993

AJ_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従事者数がない団体のみ適用する。）

AK_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01286